

GRIガイドライン対照表

当社はサステナビリティ報告にあたって、GRI (Global Reporting Initiative)の「サステナビリティ・レポート・ガイドライン第3.1版」を参照しています。「東芝グループCSRレポート2013」のレポート・ガイドラインに関して「B+」と自己評価をしています。

- C:CSRホームページ
- E:環境ホームページ
- IR:IR ホームページ
- O:その他ホームページ

*中核指標

報告状況 ○:全て、△:一部、×:未報告

(2013年6月時点での評価)

項目	指標	報告状況	ホームページ掲載箇所
1 戦略および分析			
1.1	組織にとっての持続可能性の適合性とその戦略に関する組織の最高意思決定者(CEO、会長またはそれに相当する上級幹部)の声明	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C:トップコミットメント ■E:トップコミットメント ■IR1:社長メッセージ ■IR2:社長インタビュー
1.2	主要な影響、リスクおよび機会に関する記述	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C1:トップコミットメント ■C2:事業と重点テーマ ■C3:主要評価指標(KPI)実績と計画 ■E1:トップコミットメント ■E2:環境ビジョン2050 ■E3:第5次環境アクションプランの進捗 ■IR1:社長メッセージ ■IR2:社長インタビュー

項目	指標	報告状況	ホームページ掲載箇所
2 組織のプロフィール			
2.1	組織の名称	○	■C:事業概要
2.2	主要なブランド、製品およびサービス/またはサービス	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C1:事業概要 ■C2:事業と重点テーマ
2.3	主要部署、事業会社、子会社、および共同事業などの組織の経営構造	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C:事業概要(事業体制) ■IR1:組織図 ■IR2:連結子会社・持分法適用会社 ■O1:会社概要(組織図) ■O2:会社概要(事業グループ)
2.4	組織の本部所在地	○	■C:事業概要
2.5	組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名	○	■C:事業概要
2.6	所有形態の性質および法的形式	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C1:事業概要 ■C2:ステークホルダーとのかかわり
2.7	参入市場(地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む)	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C1:事業概要 ■C2:事業と重点テーマ
2.8	以下の項目を含む報告組織の規模 ・従業員数・純売上高(民間組織について) あるいは純収入(公的組織について) ・負債および株主資本に区分した総資本(民間組織について) ・提供する製品またはサービスの量	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C:事業概要 ■IR1:財務・業績 ■IR2:財務ハイライト

2.9	以下の項目を含む、規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更 ・施設のオープン、閉鎖および拡張などを 含む所在地または運営の変更 ・株式資本構造およびその資本形成における維持および変更業務(民間組織の場合)	○	■C:報告期間内に発生した重大な変更 ■IR:沿革
2.10	報告期間中の受賞歴	○	■C:社外からの評価

項目	指標	報告状況	ホームページ掲載箇所
3 報告要素			
報告書のプロフィール			
3.1	提供される情報の報告期間(会計年度/暦年など)	○	■C:CSR報告の方針 ■E:編集方針
3.2	前回の報告書発行日	○	
3.3	報告サイクル(年次、半年ごとなど)	○	
3.4	報告書またはその内容に関する質問の窓口	○	■C:東芝グループのCSR・環境などに関する問い合わせ
報告内容の範囲および報告組織の範囲			
3.5	以下を含め、報告書の内容を確定するためのプロセス ・重要性の判断 ・報告書内のテーマ優先順位付け ・組織が報告書の利用を期待するステークホルダーの特定	○	■C:CSR報告の方針 ■E:編集方針
3.6	報告書のバウンダリー(国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー(供給者)など)	○	
3.7	報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する	○	
3.8	共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列でのおよび/または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由	○	
3.9	報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤	○	■C:ステークホルダーへの経済的価値分配 ■E1:第5次環境アクションプランの進捗 ■E2:環境負荷全容 ■E3:環境会計
3.10	以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明、およびそのような再記述を行う理由(合併/買収、基本となる年/期間、事業の性質、測定方法の変更など)	○	■C:業績 ■IR:財務ハイライト
3.11	報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更	○	■C:報告期間内に発生した重要な変更
GRI報告内容インデックス			
3.12	報告書内の標準開示の所在場所を示す表	○	■C:GRIガイドライン対照表
保証			
3.13	報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する	○	■C:社外取締役からの意見 ■E:第三者評価

項目	指標	報告状況	ホームページ掲載箇所、冊子掲載箇所
4 ガバナンス、コミットメントおよび参画			
ガバナンス(統治)			
4.1	戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造(ガバナンスの構造)	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C:企業統治 ■IR1:コーポレートガバナンス ■IR2:コーポレート・ガバナンス
4.2	最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す(兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す)	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C:企業統治 ■IR1:コーポレートガバナンス ■IR2:コーポレート・ガバナンス ■O:役員一覧
4.3	単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび/または非執行メンバーの人数を明記する	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C:企業統治 ■IR1:コーポレートガバナンス ■IR2:コーポレート・ガバナンス
4.4	株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C1:情報開示とIR ■C2:従業員・お客様との対話 ■C3:リスク・コンプライアンス(通報制度) ■IR:株主総会
4.5	最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬(退任の取り決めを含む)と組織のパフォーマンス(社会的および環境的パフォーマンスを含む)との関係	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C:企業統治(役員報酬制度) ■IR1:コーポレート・ガバナンス(役員報酬制度) ■IR2:コーポレート・ガバナンス(役員報酬制度) ■E:業績評価制度
4.6	最高統治機関が利益相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C1:企業統治 ■C2:東芝グループ行動基準
4.7	経済・環境・社会的トピックに関する組織の戦略を導くため、最高統治機関のメンバーの資質および技能を判断するためのプロセス	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C:企業統治
4.8	経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション(使命)およびバリュー(価値)についての声明、行動規範および原則	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C1:経営理念体系 ■C2:東芝グループ行動基準 ■C3:主要評価指標(KPI)の実績と計画 ■E1:環境ビジョン2050達成のために ■E2:第5次環境アクションプランの進捗
4.9	組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C1:コーポレート・ガバナンス ■C2:CSRマネジメント(CSR推進体制)
4.10	最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C:コーポレート・ガバナンス
外部のイニシアチブに対するコミットメント			
4.11	組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法がどのようなものかについての説明	○	<ul style="list-style-type: none"> ■IR:事業等のリスク ■C1:リスク・コンプライアンス ■C2:品質管理 ■C3:製品の安全性確保 ■E:環境性能No.1製品の創出(Green of Product)
4.12	外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアチブ	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C1:CSR関連団体への参加 ■C2:事業概要(支持をしている主なCSR関連の国際的憲章) ■C3:トップコミットメント(国連グローバル・コンパクトに則したCSR経営) ■C4:ISO26000の活用
4.13	組織が以下の項目に該当するような、(企業団体などの)団体および/または国内外の提言機関における会員資格 <ul style="list-style-type: none"> ・統治機関内に役職を持っている ・プロジェクトまたは委員会に参加している ・通常の会員資格の義務を越える実質的な資金提供を行っている 	○	<ul style="list-style-type: none"> ■C1:事業概要(主なCSR関連の会員団体) ■C2:政府・自治体・産業界とのかかわり ■C3:CSR関連団体への参加

ステークホルダーの参画(ステークホルダー・エンゲージメント)			
4.14	組織に参画したステークホルダー・グループのリスト ・コミュニティ ・市民団体 ・顧客 ・株主および資本提供者 ・サプライヤー(供給者) ・従業員、その他の労働者および労働組合	○	■C:ステークホルダーとのかかわり
4.15	参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準	○	■C:ステークホルダーとのかかわり
4.16	種類ごとのおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ	○	■C:ステークホルダー・ダイアログ
4.17	その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか	○	■C1:CSR報告の方針(ステークホルダーと東芝グループの双方が重要と考える事項という観点で毎年、報告内容を吟味・検討し、その結果を東芝独自の重要性判定指標で検証) ■C2:ステークホルダー・ダイアログ

項目	指標	報告状況	ホームページ掲載箇所
5 マネジメント・アプローチとパフォーマンス指標			
経済			
マネジメントアプローチ			
	経済的パフォーマンス	○	■IR1:東芝の戦略 ■IR2:中期経営計画
	方針	○	■IR1:経営方針 ■IR2:社長インタビュー
	追加の背景状況情報	○	■IR:投資家情報
経済パフォーマンス			
EC1.*	収入、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出および分配した直接的な経済的価値	○	■IR1:財務・業績 ■IR2:財務ハイライト ■C:ステークホルダーへの経済的価値分配
EC2.*	気候変動による組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会	○	■IR1:中長期ビジョン ■IR2:中期経営計画 ■E:環境ビジョン2050
EC3.*	確定給付年金制度の組織負担の範囲	○	■C:東芝企業年金制度 ■IR:固定負債:未払い退職及び年金費用
EC4.*	政府から受けた高額な財務的支援	×	-
市場での存在感			
EC5.	主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した標準的新入社員賃金の比率の幅	×	-
EC6.*	主要事業拠点での地元のサプライヤー(供給者)についての方針、業務慣行および支出の割合	△	■C1:サプライチェーンにおけるCSR推進 ■C2:事業を営む世界各地で経済や教育・文化の発展に貢献
EC7.*	現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合	△	■C:地域開発・公共政策の支援

間接的な経済的影響			
EC8.*	商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて、主に公共の利益のために提供されるインフ	○	■ C1:社会貢献活動 ■ C2:被災地への支援
EC9.	影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述	△	■ E:環境会計
環境			
マネジメントアプローチ			
	環境的パフォーマンスについてのマネジメント・アプローチ	○	■ E:コンプライアンス マネジメント
	環境的パフォーマンスについての目標		■ E:第5次環境アクションプランの進捗
	環境的側面についての方針	○	■ E:基本方針
	組織の責任	○	■ E:体制
	研修および意識向上	○	■ E:教育・人材育成
	監視およびフォローアップ	○	■ E:環境監査
	追加の背景状況情報	○	■ E:コンプライアンス マネジメント
原材料			
EN1.*	使用原材料の重量または量	○	■ E:環境負荷全容
EN2.*	リサイクル由来の使用原材料の割合	△	■ E:製品の資源有効活用
エネルギー			
EN3.*	一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量	○	■ E:環境負荷全容
EN4.*	一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量	○	■ E:環境負荷全容
EN5.	省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量	○	■ E1:第5次環境アクションプランの進捗 ■ E2:温室効果ガス総排出量の削減 ■ E3:エネルギー起源CO2排出量の削減 ■ E4:製品輸送にともなうCO2排出量の削減 ■ E5:従業員の出張に伴うCO2排出量の削減 ■ E6:再生可能エネルギーの利用 ■ E7:電気自動車の導入 ■ E8:企業活動におけるサプライチェーンGHGを全カテゴリーで見える化 ■ E9:製品の地球温暖化防止
EN6.	エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための率先取り組み、およびこれらの率先取り組みの結果としてのエネルギー必要量の削減量	○	■ E1:エクセレントECP ■ E2:製品の地球温暖化防止 ■ E3:製品の環境効率とは ■ E4:エネルギー技術による温暖化防止
EN7.	間接的エネルギー消費量削減のための率的な取り組みと達成された削減量	○	■ E1:エネルギー技術による温暖化防止 ■ E2:再生可能エネルギーの利用
水			
EN8.*	水源からの総取水量	○	■ E1:環境負荷全容 ■ E2:水資源の有効活用
EN9.	取水により著しい影響を受ける水源	×	-
EN10.	水のリサイクルおよび再利用量が総使用水量に占める割合	○	■ E1:環境負荷全容 ■ E2:水資源の有効活用

生物多様性			
EN11.*	保護地域内あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域に所有、賃借、または管理している土地の所在地および面積	○	■ E:生物多様性保全への取り組み
EN12.*	保護地域および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明	○	■ E:生物多様性保全への取り組み
EN13.	保護または復元されている生息地	○	■ E:生物多様性保全への取り組み
EN14.	生物多様性への影響を管理するための戦略、現在の措置および今後の計画	○	■ E:生物多様性保全への取り組み
EN15.	事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息するIUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト種(絶滅危惧種)および国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類する	△	■ E:生物多様性保全への取り組み
放出物、排出物および廃棄物			
EN16.*	重量で表記する直接および間接的な温室効果ガス	○	■ E1:環境負荷の全容
			■ E2:温室効果ガス総排出量の削減
			■ E3:エネルギー起源CO2排出量の削減
			■ E4:製品輸送にともなうCO2排出量の削減
			■ E5:従業員の出張に伴うCO2排出量の削減
			■ E6:再生可能エネルギーの利用
			■ E7:企業活動におけるサプライチェーンGHGを全カテゴリで見える化
EN17.*	重量で表記するその他の関連ある間接的な温室効果ガス排出量	○	
EN18.	温室効果ガスを削減するための率優先的取り組み、および達成された削減量	○	■ E1:エネルギー起源CO2排出量の削減
			■ E2:製品による地球温暖化の防止
			■ E3:エネルギー技術による地球温暖化防止
EN19.*	重量で表記するオゾン層破壊物質の排出量	○	■ E:オゾン層破壊物質の管理
EN20.*	種類別および重量で表記するNOx、SOxおよびその他の著しい影響を及ぼす排気物質	○	■ E1:環境負荷の全容
			■ E2:大気・水環境負荷物質の管理
EN21.*	水質および放出先ごとの総排水量	○	■ E1:環境負荷の全容
			■ E2:大気・水環境負荷物質の管理
EN22.*	種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量	○	■ E1:環境負荷の全容
			■ E2:廃棄物総発生量の削減
EN23.*	著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量	○	■ E:土壌・地下水の浄化
EN24.	バーゼル条約付属文書 I、II、IIIおよびVIIIの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出、あるいは処理の重量、および国際輸送された廃棄物の割合	×	-
EN25.	報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所、それに関連する生息地の規模、保護状況、および生物多様性の価値を特定する	○	■ E:生物多様性保全への取り組み

製品とサービス			
EN26.*	製品およびサービスの環境影響を緩和する 率先取り組みと影響削減の程度	○	■ E:環境性能No.1製品の創出(Green of Product)
EN27.*	カテゴリー別の再生利用される販売製品お よびその梱包材の割合	△	■ E1:環境負荷全容
			■ E2:グローバルで使用済み製品を再資源化
			■ E3:国内での使用済み製品を再資源化
法令遵守			
EN28.*	環境規制への違反に対する相当な罰金の金 額および罰金以外の制裁措置の件数	○	■ E:環境法令遵守 2012年度:環境法令の違反はない
輸送			
EN29.	組織の業務に使用される製品、その他物 品、原材料の輸送および従業員の移動から もたらされる著しい環境影響	△	■ E1:環境負荷全容
			■ E2:製品輸送にともなうCO2排出量の削減
その他全般			
EN30.	種類別の環境保護目的の総支出および投資	○	■ E:環境会計
社会			
労働			
マネジメントアプローチ			
	労働側面のパフォーマンスについての目標	○	■ C:主要評価指標(KPI)の2012年度実績および2013年度計画
	労働側面についての方針	○	■ C1:人権にかかわる方針・体制
			■ C2:公正な評価・処遇
			■ C3:多様性の推進
			■ C4:人財の育成
			■ C5:安全と健康
	組織の責任	○	■ C1:人権にかかわる方針・体制(人権の尊重・差別に関する体制)
			■ C2:公正な評価・処遇(公正な評価・処遇の推進体制)
			■ C3:多様性の推進(人財の多様性確保に関する推進体制)
			■ C4:安全と健康(安全健康推進体制)
	研修および意識向上	○	■ C1:人権にかかわる方針・体制止(人権を尊重するための教育)
			■ C2:公正な評価・処遇(公正な評価・処遇のための教育)
			■ C3:人財の育成(グローバル人財の育成/キャリアを形成する制度)
			■ C4:多様性の推進(人財の多様性を尊重するための教育・研修)
			■ C5:多様な働き方の支援(働き方の多様性を尊重するための教育・研修)
			■ C6:安全と健康
	監視およびフォローアップ	○	■ C1:従業員の人権配慮
			■ C2:公正な評価・処遇(公正な評価・処遇のための教育)
			■ C3:人財の育成(従業員の声を聞く仕組み(人財の育成に関する点検・監 査))
			■ C4:安全と健康(安全健康の点検監査)
			■ C5:サプライチェーンにおけるCSR推進

	追加の背景状況情報	○	<ul style="list-style-type: none"> ■ C1:人権にかかわる方針・体制 ■ C2:雇用の安定 ■ C3:公正な評価・処遇 ■ C4:人財の育成 ■ C5:多様性の推進 ■ C6:多様な働き方の支援 ■ C7:安全と健康
雇用			
LA1.*	雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力	△	<ul style="list-style-type: none"> ■ C1:雇用の安定(東芝グループ従業員の内訳) ■ C2:事業概要(地域別従業員数の内訳)
LA2.*	従業員の総離職数および離職率の年齢、性別および地域による内訳	×	
LA3.	主要な業務ごとの派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが、正社員には提供される福利	△	■ C:多様な働き方の支援(東芝企業年金制度)
労働/労使関係			
LA4.*	団体交渉協定の対象となる従業員の割合	△	■ C:従業員の人権配慮(労働組合との関係)
LA5.*	労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間	△	■ C:雇用の安定(労使間の対話)
労働安全衛生			
LA6.	労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う、公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合	○	■ C:安全と健康(安全健康推進体制)
LA7.*	地域別の、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死亡者数	△	■ C:安全と健康(東芝グループ会社の休業災害発生度数率)
LA8.*	深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム	○	■ C:安全と健康(健康管理の充実)
LA9.	労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ	△	■ C:安全と健康(安全健康推進体制)
教育研修			
LA10.*	従業員カテゴリー別の、従業員あたりの年間平均研修時間	×	-
LA11.	従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム	○	■ C:人財の育成
LA12.	定常的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合	○	■ C:公正な評価・処遇
多様性と機会			
LA13.*	性別、年齢、マイノリティーグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体(経営管理職)の構成およびカテゴリー別の従業員の内訳	△	■ C:多様性の推進
LA14.*	従業員のカテゴリー別の、基本給与の男女比	○	男女を問わず適正な処遇を実施し、性別による基本給与の差はありません
人権			
マネジメントアプローチ			
	人権側面のパフォーマンスについての目標	○	■ C:主要評価指標(KPI)の実績と計画
	人権側面についての方針	○	<ul style="list-style-type: none"> ■ C1:人権にかかわる方針・体制(人権の尊重・差別に関する方針) ■ C2:サプライチェーンでの人権配慮
	組織の責任	○	■ C:人権にかかわる方針・体制(人権を尊重するための体制)

	研修および意識向上	○	■C:人権にかかわる方針・体制(人権を尊重するための教育)
	監視およびフォローアップ	△	■C1:従業員の人権配慮(従業員の相談窓口の設置) ■C2:サプライチェーンでの人権配慮
	追加の背景状況情報	○	■C:人権にかかわる方針・体制
投資および調達慣行			
HR1.*	人権条項を含む、あるいは人権についての適正審査を受けた重大な投資協定の割合とその総数	×	-
HR2.*	人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー(供給者)および請負業者の割合と取られた措置	○	■C1:サプライチェーンでの人権配慮 ■C2:サプライチェーンにおけるCSR推進(人権・労働、安全衛生に関するCSR調査)
HR3.	研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間	△	■C:リスク・コンプライアンス(コンプライアンス教育)
差別対策			
HR4.*	差別事例の総件数と取られた措置	×	-
組合結成と団体交渉の自由			
HR5.*	結社の自由および団体交渉の権利行使が著しいリスクに曝されるかもしれないと判断された業務と、それらの権利を支援するための措置	○	■C1:人権にかかわる方針 ■C2:従業員の人権配慮 ■C3:サプライチェーンにおけるCSR推進(人権・労働、安全衛生に関するCSR調査)
児童労働			
HR6.*	児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、児童労働の防止に貢献するための対策	○	■C1:サプライチェーンでの人権配慮 ■C2:サプライチェーンにおけるCSR推進(人権・労働、安全衛生に関するCSR調査)
強制・義務労働			
HR7.*	強制労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、強制労働の防止に貢献するための対策	○	■C1:サプライチェーンでの人権配慮 ■C2:サプライチェーンにおけるCSR推進(人権・労働、安全衛生に関するCSR調査)
保安慣行			
HR8.	業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合	×	-
先住民の権利			
HR9.	先住民の権利に関係する違反事例の総件数と取られた措置	×	-
評価			
HR10.	人権に関するレビュー及び/又は影響評価を受けている事業拠点の割合と総数	×	-
改善			
HR11.	公式の苦情処理メカニズムを通して取り扱われ、解決された人権に関する苦情の件数	×	-
社会			
マネジメントアプローチ			
	社会側面のパフォーマンスについての目標	○	■C:主要評価指標(KPI)の実績と計画
	社会側面についての方針	○	■C1:リスク・コンプライアンス(リスク・コンプライアンスの考え方) ■C2:社会貢献活動(社会貢献基本方針) ■C3:地域社会とのかかわり(地域社会とのかかわりについての方針)

	組織の責任	○	<ul style="list-style-type: none"> ■ C1: リスク・コンプライアンス(リスク・コンプライアンス体制) ■ C2: 社会貢献活動(社会貢献推進体制と活動実績) ■ C3: 地域社会とのかかわり(地域社会に対する体制)
	研修および意識向上	○	<ul style="list-style-type: none"> ■ C1: リスク・コンプライアンス(コンプライアンス教育) ■ C2: 社会貢献活動
	監視およびフォローアップ	○	<ul style="list-style-type: none"> ■ C1: リスク・コンプライアンス(コンプライアンス状況の点検・監査) ■ C2: 地域社会とのかかわり(地域社会とのかかわりについての点検・評価)
	追加の背景状況情報	○	<ul style="list-style-type: none"> ■ C1: 公正な競争・取引 ■ C2: 輸出管理 ■ C3: 情報セキュリティ管理 ■ C4: 知的財産の保護 ■ C5: コミュニティ参画・開発
コミュニティ			
SO1.*	地域社会参画、影響評価及び開発プログラムの実施に関わっている事業拠点の割合	△	<ul style="list-style-type: none"> ■ C: 地域社会とのかかわり ■ E1: 生物多様性/事業所での取り組み(Green Management)) ■ E2: 化学物質の管理/化学物質排出量の削減(Green of Process) ■ E3: 環境リスクへの対応/土壌・地下水の浄化(Green of Process)
SO9.*	重要な潜在的あるいは顕在化したマイナスの影響を地域社会に与える事業拠点	△	■ C: 地域社会とのかかわり(事業進出が地域に与える影響の評価)
SO10.*	重要な潜在的あるいは顕在化したマイナスの影響を地域社会に与える事業拠点で実行された予防策と緩和策	○	■ C: 地域社会とのかかわり(企業活動によって引き起こされる課題への対処)
不正行為			
SO2.*	不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数	○	■ C: リスク・コンプライアンス
SO3.*	組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合	○	■ C: リスク・コンプライアンス(コンプライアンス教育)
SO4.*	不正行為事例に対応して取られた措置	○	■ C: リスク・コンプライアンス(コンプライアンス違反時の対応)
公共政策			
SO5.*	公共政策の位置づけおよび公共政策立案への参加およびロビー活動	△	■ C: 政府・自治体・産業界とのかかわり(公共政策への提言)
SO6.	政党、政治家および関連機関への国別の献金および現物での寄付の総額	×	-
競争抑止的な行為			
SO7.	反競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果	○	■ C: リスク・コンプライアンス (2012年度 法的措置の事例はありません)
法令遵守			
SO8.*	法規制の違反に対する相当の罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	○	■ C: リスク・コンプライアンス

製品責任			
マネジメントアプローチ			
	製品責任側面のパフォーマンスについての目標	○	■ C:主要評価指標(KPI)の実績と計画
	製品責任側面についての方針	○	■ C1:品質管理(品質方針)
			■ C2:製品の安全性確保(製品安全に関する基本方針)
			■ C3:製品情報の開示(製品の情報・表示に関する方針)
			■ C4:お客様満足の向上(東芝グループCS推進方針)
			■ C5:お客様への対応・サポート(お客様への対応・サポートに関する方針)
	組織の責任	○	■ C1:品質管理(品質推進体制)
			■ C2:製品の安全性確保(製品事故などへの対応体制)
			■ C3:お客様満足の向上(CS推進体制)
			■ C4:お客様への対応・サポート(お客様への対応・サポート体制)
	研修および意識向上	○	■ C1:品質管理(品質管理教育)
			■ C2:製品の安全性確保(製品安全教育)
			■ C3:製品情報の開示(製品の情報・表示に関する教育)
			■ C4:お客様への対応・サポート(従業員のお客様対応教育)
	監視およびフォローアップ	○	■ C1:品質管理(品質管理に関する点検・監査、品質力強化の取り組み)
			■ C2:お客様満足の向上(CS推進に関する点検・監査)
			■ C3:お客様への対応・サポート(お客様への対応に関する点検・監査)
	追加の背景状況情報	○	■ C:ユニバーサルデザイン
顧客の安全衛生			
PR1.*	製品およびサービスの安全衛生の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、ならびにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスのカテゴリーの割合	○	■ C1:品質管理 ■ C2:製品の安全性確保 ■ E:環境性能No.1製品の創出(Green of Product)
PR2.	製品およびサービスの安全衛生面に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	△	■ C:製品情報の開示(製品安全・品質不具合に関する情報開示)
製品とサービスのラベリング			
PR3.	各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合	△	■ C:製品情報の開示(製品の情報・表示に関する方針) ■ E:環境性能No.1製品の創出(Green of Product)
PR4.	製品およびサービスの情報、ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	○	■ C:製品情報の開示(広告・表示に関する法令の遵守状況)(2012年度 違反はありません)
PR5.	顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行	○	■ C:お客様満足の向上(お客様満足(CS)調査)
マーケティング・コミュニケーション			
PR6.*	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム	○	■ C:製品情報の開示(適正な製品情報と広告)
PR7.	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	○	■ C:製品情報の開示(広告・表示に関する法令の遵守状況)(2012年度 違反はありません)

プライバシーの尊重			
PR8.	顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数	○	■C:個人情報保護(個人情報にかかわる事故発生状況) (2012年度 該当するクレームはありません)
遵守			
PR9.*	製品およびサービスの提供、および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額	○	製品・サービスの提供および使用の法規制に関する違反はない

*中核指標 報告状況 ○:全て、△:一部、×:未報告

(2013年6月時点での評価)